

令和8年度 保護者負担軽減事業費補助金の申請について

【対象：保育の必要性のある満3歳児を有する世帯】

保育の必要性のある満3歳児を有する世帯に対して、預かり保育料を下記のとおり補助します。

<令和8年9月まで>

預かり保育料を月額1万6,300円まで補助

<令和8年10月から>

預かり保育料を月額1万7,700円まで補助

※園によっては、預かり保育に認可外保育施設等を含みます。

※月額の上限は9月までは(450円×利用日数)、10月からは(490円×利用日数)となり、利用日数に応じて変動します。

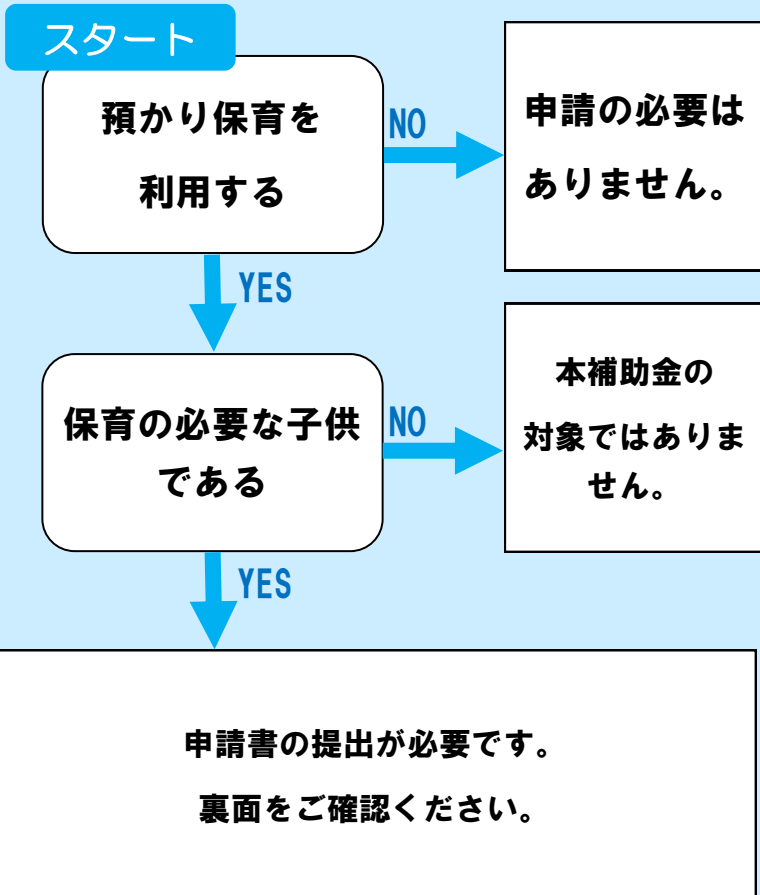
※本補助金とは別に、3～5歳児世帯への無償化給付として月額最大1万2,300円があります。

1. 交付対象者

以下①～②のすべての条件を満たす方

- ① 私立幼稚園等に在籍する満3歳児を有する世帯で、その子供について保育の必要性がある。
- ② 上記①の子供が、台東区に住民登録がある。

下記チャートを参考に、該当の有無をご確認ください。



ご確認ください！



保育の必要な子供とは

保護者全員が

- ・ 就労、就学
- ・ 妊娠、出産
- ・ 病気
- ・ 介護

等の事由に当てはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子供であるとみなされます。

※詳細は区HPをご覧ください。

2. 提出書類【対象者のみ】

- ① 私立幼稚園等補助金(保護者負担軽減事業費補助金)交付申請書
- ② 保育の必要性を確認する書類 (例、勤務証明書等(父・母))

3. 補助金の交付決定

- ・補助金の交付対象と認められた方には、下記4のとおり、必要書類を配布します。

4. 補助金の請求方法

- ・預かり保育料や認可外保育施設等利用料がある場合、請求書を提出してください。
※預かり保育料や認可外保育施設等利用料の領収書がない場合は、請求できません。
※領収書は、請求書に添付する必要がありますので大切に保管してください。
- ・請求時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布します。

5. 補助金交付の時期

補助金は、保護者が指定する口座に振り込みます。

対象期間	支給時期(予定)	通帳の記載名称
4月～6月分	令和8年9月中旬	タイトウクシヨムカ
7月～9月分	令和8年12月中旬	
10月～12月分	令和9年3月中旬	
1月～3月分	令和9年6月中旬	

6. 年度途中で入園・退園・転入・転出をした場合、下記へ必ず速やかにご連絡ください。

台東区教育委員会 庶務課私立幼稚園担当 03-5246-1236



補助金を受け取るまでの流れ

預かり保育利用料に対する補助金は、保護者の方が、**①保育の必要性の確認を受け、②利用した施設等に利用料を支払い、③支払った利用料に対する補助金を区に請求する**ことで、受け取ることができます。

STEP 1 : 区の確認を受ける

- ・私立幼稚園等補助金（保護者負担軽減事業費補助金）交付申請書を在籍する幼稚園に提出してください。申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類（※）を添付してください。

※様式は、区HPからダウンロードできます。また、庶務課窓口でも配布しています。

STEP 2 : 利用した施設等に利用料を支払う

- ・確認を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。
- ・利用した施設等から発行される領収書は、補助金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

STEP 3 : 支払った利用料に対する補助金を区に請求する

- ・請求は年4回の受付（7月、10月、1月、4月）を予定しています。
請求の時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布いたします。
- ・後日、指定した口座に補助金が振り込まれます。

＜振込時期＞ 令和8年9月（4～6月利用料分）
令和8年12月（7～9月利用料分）
令和9年3月（10～12月利用料分）
令和9年6月（1～3月利用料分）